



2018年9月27日

各位

インフラファンド発行者名

東京インフラ・エネルギー投資法人

代表者名 執行役員 杉本 啓二

(コード番号 9285)

管理会社名

東京インフラアセットマネジメント株式会社

代表者名 代表取締役社長 杉本 啓二

問合せ先 取締役経営企画室長 山本 和弘

(TEL: 03-6551-2833)

### 「東京インフラ・エネルギー投資法人」の上場のお知らせ

東京インフラ・エネルギー投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本日、株式会社東京証券取引所インフラファンド市場に上場いたしましたので、お知らせいたします。

本投資法人は、再生可能エネルギー発電設備等（注 1）及び再生可能エネルギー発電設備等対応証券（注 2）（以下総称して「再生可能エネルギー発電設備関連資産」といいます。）への投資を通じて、良質な投資機会を創出し、投資主価値を最大化するとともに、政府が掲げる再生可能エネルギー発電普及の目標達成及び地域社会活性化に貢献することを基本理念としています。

政府は、地球温暖化ガスの排出を抑制し、我が国のエネルギー自給率の向上に資するために、再生可能エネルギー発電事業を開発し永続的に運営していくことができる社会的仕組み（ストラクチャー）の構築を目指している状況にあります。本投資法人は、再生可能エネルギー発電設備関連資産を裏付けとした投資口を資本市場において発行し、それにより調達した資金を再生可能エネルギー発電設備関連資産に対して投資することで、国家予算や特定企業の資本に依存しない形での再生可能エネルギー発電事業の我が国へのさらなる普及に寄与することを目指しています。

本投資法人はこれらの基本理念を実現するために、本投資法人のメインスポンサーである株式会社アドバンテックに蓄積されたノウハウを活用し、再生可能エネルギー発電設備関連資産に投資することにより、潜在的投資機会を選別的に獲得し投資主への収益還元を目指すとともに、再生可能エネルギー発電事業における資本循環の実現に貢献します。

（注 1）「再生可能エネルギー発電設備等」とは、(i)再生可能エネルギー発電設備（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。その後の改正を含みます。）第 2 条第 3 項に規定する再生可能エネルギー発電設備（不動産に該当するものを除きます。）。）、(ii)再生可能エネルギー発電設備に伴う不動産、不動産

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の投資口の上場に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。



## 東京インフラ・エネルギー投資法人

の賃借権及び地上権、並びに(iii)これらの資産を信託する信託の受益権等の資産をいいます。

(注2)「再生可能エネルギー発電設備等対応証券」とは、裏付けとなる資産の2分の1を超える額を再生可能エネルギー発電設備等に投資することを目的とする優先出資証券（資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号。その後の改正を含みます。）第2条第9項に規定する優先出資証券をいいます。）、受益証券（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。）（以下「投信法」といいます。）第2条第7項に規定する受益証券をいいます。）、投資証券（投信法第2条第15項に規定する投資証券をいいます。）等の資産をいいます。

以上

※本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

※本投資法人のホームページアドレス：<https://www.tokyo-infra.com/>

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の投資口の上場に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。